

## 公立大学法人福知山公立大学組織規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学定款（以下「定款」という。）及び公立大学法人福知山公立大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、公立大学法人福知山公立大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する福知山公立大学（以下「本学」という。）の組織に関し必要な事項を定める。

### 第2章 法人の組織

#### (理事長選考会議)

第2条 定款第10条第2項に規定する学長となる理事長を選考するために、法人に設置する機関として、理事長選考会議を置く。

2 理事長の選考に必要な事項は、定款第10条第4項から第7項に定める事項のほか、理事長選考会議が定める。

#### (理事会)

第3条 定款第2章第2節に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は別に定める。

#### (経営審議会)

第4条 定款第3章第1節に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

#### (教育研究審議会)

第5条 定款第3章第2節に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

#### (役員)

第6条 定款第2章第1節に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 第3章 職員

#### (職員)

第7条 大学に教員、事務職員その他必要な職員を置く。

2 前項の教員は、教授、准教授、助教とし、その職務は、別表1のとおりとする。

3 前項の職のほか、所要の職を置くことができる。

4 前2項に規定する職の選任に関する事項は、別に定める。

#### 第4章 教育研究組織

##### 第1節 学長、副学長

(学長)

第8条 大学に、定款に定めるところにより学長を置く。

2 学長は、学校教育法（昭和22年法律第22号）の定めるところにより、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 学長は、教育研究に関する重要事項について決定しようとするときは教育研究審議会の審議を経なければならない。

(副学長)

第9条 大学に、副学長を置く。

2 副学長は、学長の職務を助け、学長の命を受け、大学の教育及び研究に関する業務を統括する。

##### 第2節 教授会

(教授会)

第10条 大学に教授会を置く。

2 教授会は、教育研究に関する重要事項に関し審議する。

3 教授会の構成員は、教授、准教授、助教、特別任用教員とする。

##### 第3節 付属施設

(付属施設)

第11条 大学に付属施設を置く。

2 付属施設として、メディアセンター、北近畿地域連携センター、市民学習・キャリア支援センター、防災・危機管理センター、国際交流センターを設置し、それぞれセンター長を置く。

3 前項の各センターについて必要な事項は別に定める。

##### 第4節 学部

(設置)

第12条 大学に地域経営学部を置く。

2 地域経営学部には、地域経営学科及び医療福祉マネジメント学科を置く。

第13条 学部に学部長をおく。

2 学部長は、学長の命を受け、学部に関する校務を所掌する。

(学科長)

第14条 学科に、学科長をおく。

2 学科長は、学部長の命を受け、学科に関する校務を所掌する。

#### 第5節 委員会

(委員会)

第15条 大学運営を機能的、効率的に推進するため、必要に応じて委員会を設置することができる。

2 委員会に、委員長を置く。

3 委員会については、別に定める。

#### 第6節 事務局の組織

(事務局)

第16条 大学の事務を行うため事務局組織を設置する。

2 大学の事務局は、法人事務局を兼ねる。

3 大学の事務局に別表2のとおりグループを置く。

4 各グループの事務分掌に関することは、別に定める。

(事務局長)

第17条 事務局に、事務局長を置く。

2 事務局長は、学長の命を受け、所管する事務を統括する。

(事務局次長)

第18条 事務局に事務局次長を置く。

2 事務局次長は、事務局長の命を受け、所管する事務を統括する。

(グループマネージャー)

第19条 事務局のグループに、グループマネージャーを置く。

2 グループマネージャーは、事務局次長の命を受けグループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第20条 事務局のグループに、アシスタントマネージャーを置く。

2 アシスタントマネージャーは、グループマネージャーを補佐し、担当の事務を掌理し、担当事務に従事する職員を指揮監督する。

(その他の職)

第 21 条 事務局に、第 17 条から第 20 条に規定する職のほか、必要に応じて所要の職を置くことができる。

(役職の任命)

第 22 条 役職の任命は、別表 3 の右欄に掲げる者のうちから理事長が命ずる。

2 前項の規定にかかわらず、職に命ずる者については、理事長が必要であると認めた場合は、別に定めることができる。

## 第 5 章 雑則

(委任)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、組織に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第 24 条 この規程の改廃は、必要に応じて理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 7 条関係)

職	職 務
教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
准教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
助教	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

別表 2 (第 16 条関係)

グループ名	担当業務
総務企画・財務グループ	企画戦略
	地域連携・協働
	総務・人事
	財務
学務・学生支援グループ	入試広報
	学務
	学生・キャリアサポート

別表 3 (第 23 条関係)

組織	役職名	左記の職に命ずる者
大学	副学長	理事
大学	学部長	教員
大学	学科長	教員
メディアセンター	メディアセンター長 メディアセンター委員長兼ねる	教員
北近畿地域連携センター	北近畿地域連携センター長 北近畿地域連携センター委員長 兼ねる	教員
市民学習・キャリア支援センター	市民学習・キャリア支援センター長 市民学習・キャリア支援センター委員長兼ねる	教員
防災・危機管理センター	防災・危機管理センター長 防災・危機管理センター委員長 兼ねる	教員
国際交流センター	国際交流センター長 国際交流センター委員長兼ねる	教員
事務局	事務局長	理事
事務局	事務局次長	職員
事務局	グループマネージャー	職員
事務局	アシスタントマネージャー	職員

